

第1章 選挙管理委員会

(目的)

第1条 本委員会は学友会の健全にして民主的な発達を期する為に選挙及びその一切の管理を公正正大、かつ適当に行う事を目的とする。

第2条 本委員会は渋谷・日野キャンパスにそれぞれ設置する。

(構成)

第3条 本委員会は各クラスより選挙管理委員を1名又は2名選出し、これを結成する。

(任期)

第4条 委員の任期は4月1日から翌年3月31日までとし、再任は妨げない。

(招集)

第5条 本委員会は選挙管理委員長招集により、随時開催することができる。

(成立基準)

第6条 ① 本委員会は全委員数の過半数の出席を以て成立する。

② 本委員会を止むを得ず欠席する場合は選挙管理委員長に委任状を提出することができる。但し、委任状は出席権を有するが、決議権は有しない。

(裁量)

第7条 本委員会に於ける議決は出席委員の過半数を要し、可否同数の時は選挙管理委員長の決するところによる。

(兼任)

第8条 本委員はその他の委員を兼ねることはできない。本委員長がその他の委員に立候補する場合は本委員を辞任しそのクラスより直ちに後任者を選出しなければならない。

(選挙運動)

第9条 本委員会は一切の選挙運動に関する活動を行うことはできない。

(管理)

第10条 本委員会はその他の委員の選挙に関する一切の管理にあたる。

(予算)

第11条 本委員会の経費は同年度中央執行委員会予算を以てまかなわれる。

第2章 選挙権及び被選挙権

(権利)

第12条 実践女子大学・実践女子大学短期大学部に在学する学生は、渋谷・日野キャンパスの所属する各委員会の選挙権及び被選挙権を有する。但し、卒業年度にあたる学生は次年度以後に任期が開始される選挙に於いて選挙及び被選挙権を持たない。

第3章 選 挙

(公示)

第13条 渋谷・日野キャンパス執行委員会役員の総選挙は毎年12月上旬に行う。10月下旬に立候補者を受付・選出し、11月上旬頃から立候補者を公示する。11月中旬に各クラスの選挙管理委員に向けて、選挙についての説明会を行う。

(選挙結果)

第14条 当選者氏名は当選確定後2日以内に公示する。

第15条 立候補者については、自選他選を問わない。

(届出)

第16条 立候補者は選挙管理委員会所定の様式に従い、届出を要する。

(届出機関)

第17条 立候補者届出期間は選挙公示日より1週間以内とする。

(選挙運動)

第18条 ① 選挙運動は立候補届出と同時に開始し、投票日までとする。

② 各候補者のポスター等は必ず選挙管理委員会の承認を得なければならない。但し、ポスターの枚数その他はその年の選挙管理委員会の指示に従う。

③ 選挙に関する一切の買収、脅迫行為を行ってはならない。又、立候補者及び選挙関係者は他候補の名誉を毀損する言動をとってはならない。

(不適当な選挙運動の禁止)

第19条 前条の規定以外に選挙管理委員会が不適当と認めた選挙運動は禁止することができる。

(運営方針の発表)

第20条 本委員会は立候補者の学友会運営に関する方針を全学生に発表しなければならない。

(候補者演説)

第21条 本委員会は立候補者の資格審査終了後、立候補者及び選者の演説の時間を設ける。尚、その方法は本委員会の協議による。

(投票)

第22条 投票に関しては次の各項に従う。

(不在者投票)

第23条 総選挙当日事情により投票できない場合は、不在者投票を行うことができる。

(開票)

第24条 開票は選挙管理委員のもとで即日行う。

(無効票)

第25条 下記の投票は無効とする。

① 正規の用紙を使用しないもの。

② 立候補者以外の氏名、その他を記載してある場合。但し、学年敬称の類を記入した場合はこの限りではない。

③ 記載文字の確認のできないもの。

④ その他選挙管理委員会の規約に従わないもの。

(決定投票)

第26条 得票が有効投票数の1/4を超えない場合は当選としない。この場合、高得者2名によって決定投票を行う。

(決定投票の期限)

第27条 決戦及び決定投票は総選挙終了後、3日以内に行う。

(信任投票)

第28条 対立候補のない場合は、信任投票を行う。尚、得票が有効投票1/2を超えない場合は信任としない。

(補欠選挙)

第29条 学生大会に於いて執行委員会役員の辞任又は総辞職及び学生より不信任が認められた場合、選挙管理委員会は20日以内に欠員補充しなければならない。

(不信任案)

第30条 不信任案は全学生の1/10以上の署名を以て選挙管理委員会に提出することができる。

(引継期間)

第31条 総辞職の場合は選挙終了後10日間を引継期間とする。尚、辞職以降引継期間中は代理執行期間とし、その間の責任は前役員にある。次期役員の任期は前役員の残任期間とする。

第4章 補 則

(改廃)

第32条 本規約の改廃は、渋谷・日野キャンパスそれぞれの学生大会の出席会員の2/3以上の同意を必要とする。

附 則

本規約は1985年4月1日から施行する。

附 則 (2014年4月1日)

この改正規約は2014年4月1日から施行する。

附 則 (2016年4月1日)

この改正規約は2016年4月1日から施行する。